

施設監査及び確認監査の 事前提出書類、その他の連絡事項について

令和6年5月16日

施設監査及び確認監査の事前提出書類、その他の連絡事項について

▼確認監査(幼稚園型及び地方裁量型認定こども園、新制度の幼稚園のみ提出)

- ①事前提出書類(昨年度からの主な変更点) (※事前提出書類は実施通知送付までに市HPに掲載します。)
 - ・一部項目を整理し、文言修正
 - ※確認内容は昨年度から変更なし
- ②事前提出添付資料
 - ・運営規程、園則
 - ・重要事項説明書(入園のしおり等で代替している場合は、代替しているもの)

▼確認監査(特定子ども・子育て支援施設等用)

- ①事前提出書類(昨年度からの主な変更点) (※事前提出書類は実施通知送付までに市HPに掲載します。)
 - ・軽微な文言修正のみ
- ②事前提出添付資料
 - ・特になし

※事前提出書類(エクセルファイル)は「表紙」シートと「点検表」シートがありますので、両方とも作成の上、添付書類と合わせてご提出をお願いします。

施設監査及び確認監査の事前提出書類、その他の連絡事項について

▼施設監査(施設及び事業に応じて提出。幼稚園型及び地方裁量型認定こども園、新制度の幼稚園は提出不要)

(1) 幼保連携型認定こども園

(※事前提出書類は実施通知送付までに市HPに掲載します。)

①事前提出書類(昨年度からの主な変更点)

- ・Ⅱ-1園庭基準面積の算定【算定基準を「指導監査実施年度初日の前日」と明確化】
- ・Ⅲ-4-10労働条件の明示について【新規追加】
- ・Ⅲ-6(1)保育教諭の充足状況【最低基準改正後の充足状況を確認するため項目追加】
- ・Ⅳ-4(1)(2)時間別園児数【最低基準改正に伴い、必要保育教諭数の計算式の修正】
- ・Ⅴ-7業務継続計画の策定状況【Ⅴ-9(7)と重複のため項目削除】

②事前提出添付資料(※保育・幼稚園課分)

- ・施設の平面図(園全体及び各部屋の大きさ位置が分かるもの)
- ・運営規程、園則
- ・重要事項説明書(入園のしおり等で代替している場合は、代替しているもの)
- ・給食関係資料(給与栄養目標量、給与栄養量)
- 雇用状況表(監査月の前々月分)【提出不要】
- 苦情解決の体系図及び周知を図っている資料【提出不要 ※現地で確認】
- 苦情の内容や対応記載した既存資料の写し【提出不要 ※現地で確認】

2

施設監査及び確認監査の事前提出書類、その他の連絡事項について

▼施設監査(施設及び事業に応じて提出。幼稚園型及び地方裁量型認定こども園、新制度の幼稚園は提出不要)

(2) 保育所

(※事前提出書類は実施通知送付までに市HPに掲載します。)

①事前提出書類(昨年度からの主な変更点)

- ・2(2)(3)保育時間別児童数の状況【最低基準改正に伴い、必要保育教諭数の計算式の修正】
- ・3(1)①職員の充足状況【最低基準改正後の充足状況を確認するため項目追加】
- ・10⑦労働条件の明示について【新規追加】

②事前提出添付資料(※保育・幼稚園課分)

- ・施設の平面図(園全体及び各部屋の大きさ位置が分かるもの)
- ・運営規程
- ・重要事項説明書(入園のしおり等で代替している場合は、代替しているもの)
- ・給食関係資料(給与栄養目標量、給与栄養量)
- 雇用状況表(監査月の前々月分)【提出不要】
- 苦情解決の体系図及び周知を図っている資料【提出不要 ※現地で確認】
- 苦情の内容や対応記載した既存資料の写し【提出不要 ※現地で確認】

3

施設監査及び確認監査の事前提出書類、その他の連絡事項について

▼施設監査(施設及び事業に応じて提出。幼稚園型及び地方裁量型認定こども園、新制度の幼稚園は提出不要)

(3)地域型保育事業

(※事前提出書類は実施通知送付までに市HPに掲載します。)

①事前提出書類(昨年度からの主な変更点)

- ・3(2)(3)保育時間別児童数の状況【最低基準改正後の充足状況を確認するため項目追加】
- ・4(1)①職員の充足状況【最低基準改正後の充足状況を確認するため項目追加】
- ・4(4)⑩労働条件の明示について【新規追加】

②事前提出添付資料

- ・施設の平面図(園全体及び各部屋の大きさ位置が分かるもの)
- ・運営規程
- ・重要事項説明書(入園のしおり等で代替している場合は、代替しているもの)
- ・給食関係資料(給与栄養目標量、給与栄養量)
- ・連携施設に係る協定書の写し
- ・~~雇用状況表(監査月の前々月分)【提出不要】~~
- ・~~苦情解決の体系図及び周知を図っている資料【提出不要 ※現地で確認】~~
- ・~~苦情の内容や対応記載した既存資料の写し【提出不要 ※現地で確認】~~

4

施設監査及び確認監査の事前提出書類、その他の連絡事項について

▼その他の連絡事項について

(1)当日の準備資料について

- ・指導監査当日には、関係資料(別途、指導監査実施通知と合わせて通知します。)の準備をお願いします。
- ・指導監査で確認する期間は、原則として前年度及び指導監査直近月までです。
- ・指導監査にあたって、データで管理している書類についてパソコン等の画面上で効率的に確認できる場合は、印刷して紙媒体で準備する必要はありません。
※必要に応じて最小限の印刷をお願いすることがあります。
※また、複数人で指導監査に伺うことから、各担当が確認作業を行えるようご配慮をお願いします。

(2)各種事業の実績報告の確認について

- ・R5年度から実績報告への領収書等の添付を省略したため、報告額と根拠資料の整合性について、指導監査時に合わせて確認することとしています。
- ・上記(1)の準備資料と合わせて、根拠資料の準備をお願いします。
※施設の判断で、報告時に事前に領収書等を添付していただいた場合も、報告時と施設保管分のズレが無いかなど、根拠資料を確認させていただく場合があります。
○各種事業…一時預かり、延長保育、地域子育て支援拠点事業、加配保育士事業、障がい児保育事業、認定こども園特別支援教育・保育経費補助事業

5